

# 第1部 序論

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

近年、わが国では、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行など、社会構造が急激に変化しています。また、障がいの重度・重複化や障がい者の高齢化など、障がい者を取り巻く状況も大きく変化し、地域に求められる支援体制や福祉ニーズはますます複雑・多様化しています。

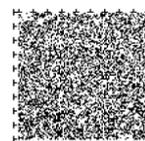
平成5（1993）年、障がいのある人の自立および社会参加に向けた支援などのための施策について基本事項を定めるとする「障害者基本法」が成立し、この法律に基づき「障害者対策に関する新長期計画（障害者基本計画の第1次計画 平成5（1993）年～14（2002）年）」が策定されました。令和5（2023）年3月には、「障害者基本計画（第5次 令和5（2023）年度～9（2027）年度）」を策定し、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを基本理念としています。

国連の「障害者の権利に関する条約」は、障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。平成25（2013）年11月に衆議院、12月に参議院で承認され、平成26（2014）年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。令和4（2022）年8月にはこの条約に基づき、国連の「障害者の権利に関する委員会（障害者権利委員会）」による我が国政府報告の審査が実施され、同年9月には同委員会の見解および勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25（2013）年6月、障害者差別解消法が制定され、平成28（2016）年4月1日から施行されました。令和3（2021）年3月には障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮\*の提供が義務化されました（令和6（2024）年4月1日施行）。

こうした状況を踏まえ、本市においては、平成30年3月に「第3次障がい者基本計画」と「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」を策定し、令和3年度に必要な見直しを行って、障がい者施策の充実を図ってまいりました。この度の見直しは、現在の「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」が令和5年度で最終年度を迎えることから、新たに「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を策定するとともに、

「第3次障がい者基本計画」についても必要な見直しを行うものです。



その他、近年の主な制度改正等は、下表のとおりです。

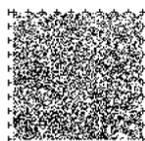
表 主な制度改正等

年月日	法律名等
平成 30(2018)年 6月13日	「障害者文化芸術活動推進法」(障害者による文化芸術活動の推進に関する法律)が公布・施行
令和元(2019)年 6月28日	「読書バリアフリー法」(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)が公布・施行
令和元(2019)年 12月1日	「成育基本法」(成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律)が施行(公布は平成30(2018)年12月14日)
令和2(2020)年 3月31日	「埼玉県ケアラー支援条例」が公布・施行
令和2(2020)年 12月1日	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が施行(公布は令和2(2020)年6月12日)
令和3(2021)年 4月1日	「バリアフリー法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が施行(公布は令和2(2020)年5月20日)
令和3(2021)年 9月18日	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行(公布は令和3(2021)年6月18日)
令和4(2022)年 5月25日	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律)が公布・施行
令和4(2022)年 9月2日	障害者権利条約に基づく国連障害者権利委員会の総括所見
令和5(2023)年 11月1日	「埼玉県福祉のまちづくり条例」(改正)が施行
令和6(2024)年 4月1日	「障害者差別解消法」(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律)が施行

## 2 計画の位置付けと役割

「障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもので、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法\*第88条に規定される「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20に規定される「市町

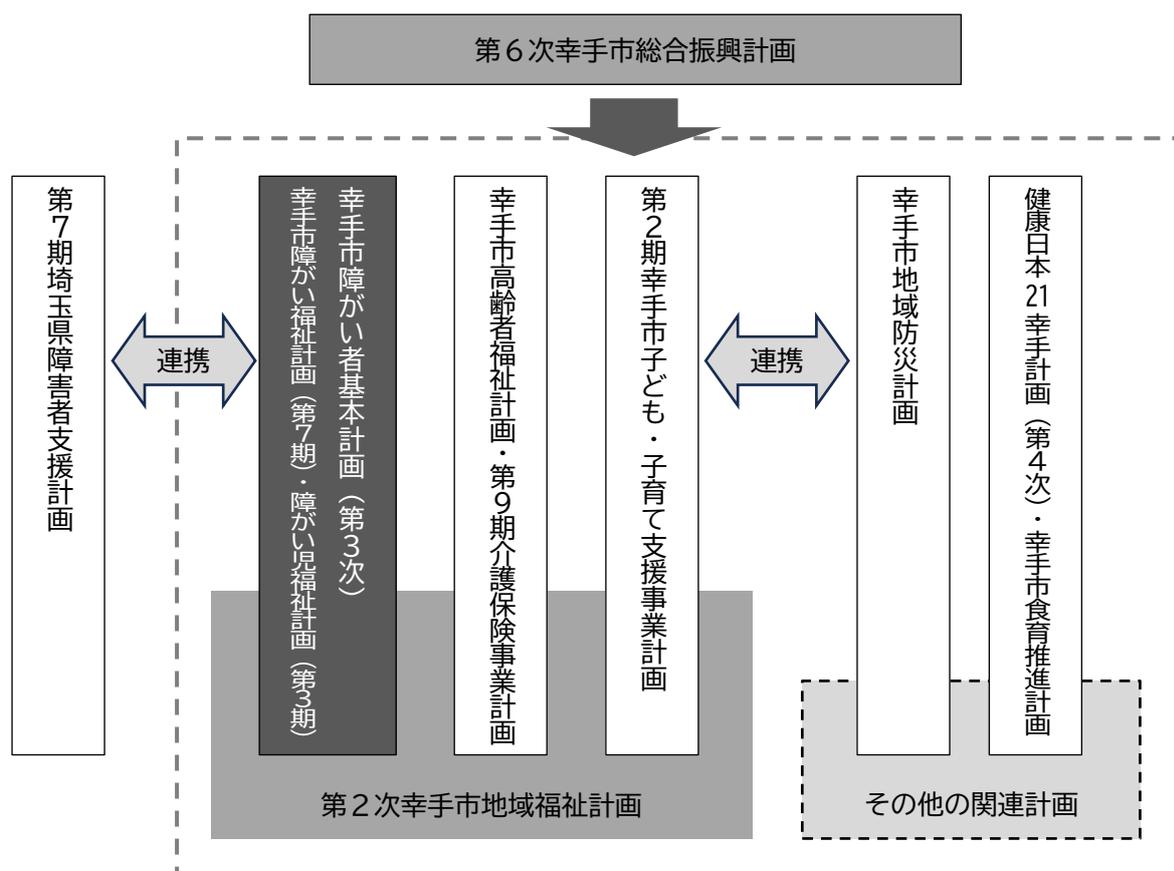


村障害児福祉計画」として策定するもので、向こう3年間の障がい福祉サービス等に関する実施計画です。

策定にあたっては、国の「障害者基本計画（第5次）」と県の「第7期埼玉県障害者支援計画」との整合・連携を図ります。

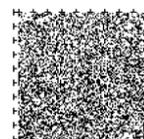
また、本市の上位計画である「幸手市総合振興計画」、「幸手市地域福祉計画」等、福祉分野をはじめとした関連する諸計画との整合を図りながら推進します。

図 他の諸計画との関係



### 3 計画の対象

本計画は、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい\*、高次脳機能障がい\*を含む。）、難病\*などがあるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を対象とします。



## 4 計画の期間

「第3次障がい者基本計画」の計画期間は、平成30年度から令和8年度までの9年間で  
す。

「第7期障がい福祉計画」および「第3期障がい児福祉計画」については、令和6年度から  
8年度までの3年間の計画とします。

図 計画の期間

